

監査公表第8号（令和元年9月3日、県公報第35号登載）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（平成30年11月12日30監総第525号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年9月3日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	長裕海

1 県土総第 7 0 3 号
令和元年 8 月 1 3 日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三 様
同	行 正 晴 實 様
同	岩 崎 勇 様
同	長 裕 海 様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 3 0 年 1 1 月 1 2 日 3 0 監総第 5 2 5 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 苅田港務所	県土整備使用料等において、調定の会計年度を誤っていた。	平成 31 年 3 月分の船舶の入港料、岸壁使用料については、使用者に対し可能な限り年度内に申請を行うよう要請したが、月末使用分については申請が間に合わず、同年 4 月に一部の調定を繰り越さざるを得なかった。 可動橋使用料については、平成 31 年 3 月分の使用料を同月中に調定した。 また、令和元年 6 月に新たに、港湾施設管理条例の事務処理要綱を定め、事前に使用期間を把握することが困難な場合に限り、使用実績が確定した月の翌月に一括して申請する

		<p>ことを認め、これに基づき調定することとした。</p> <p>なお、本庁県土整備総務課から部内の各所属に対し、本件の周知を行うとともに、自己点検を実施した。</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	<p>支払決定において、支出命令の決裁前に支払決定を行っていた。</p>	<p>支払決定については、入力作業の際に必要な USB キーを出納員のみ開錠できる金庫で管理した上で、支出命令の決裁後に、全て出納員が自ら行うこととした。</p> <p>なお、部内の各所属に対し、財務会計研修への参加の徹底を文書により通知するとともに、不適正な会計処理に対する注意喚起を行った。</p>
県土整備部	<p>河川護岸工事において、指示と異なる施工が行われていた。</p>	<p>工事打合せ簿、変更指示書等が適切に請負業者と取り交わされているか、週 1 回開く係会議で係長が全て確認することとした。</p> <p>また、起工変更決裁時には工事打合せ簿、変更指示書、材料承認願、段階確認書等により設計変更内容と整合がとれているか係長及び課長が中心となって確認することとした。</p> <p>なお、部内の各所属に対し、上司による指導確認を徹底するよう要請した。</p>
県土整備部	<p>道路占用許可において、長期間にわたり許可を行っていないかった。</p>	<p>更新許可が漏れていた電柱等については、平成 29 年 4 月に占用許可を行い、遡及して占用料を徴収した。</p> <p>更新漏れを防止するため、更新許可</p>

		<p>が必要な占用物件と、道路占用台帳との突合を年度末に行い、更新漏れがないか係長及び課長が中心となって確認をすることとした。</p> <p>また、調定遅延を防止するため、許可申請書の受付時に、受付簿へのデータ入力を確実にし、係長及び課長が中心となって、受付簿に基づき適時許可申請の処理状況を確認することとした。</p> <p>なお、部内全出先機関に対し、適切な事務処理を行うよう文書により通知した。</p>
<p>県土整備部</p>	<p>道路占用許可において、長期間にわたり許可を行っていないかった。</p>	<p>更新許可が漏れていた共架電線については、平成 29 年 4 月に占用許可を行い、遡及して占用料を徴収した。</p> <p>共架電線に係る占用許可手続の漏れを防止するため、占用法人に対して、毎年度末を目処に共架電線の明細書を各県土整備事務所に提出するよう通知した。</p> <p>各県土整備事務所では把握している共架電線の占用許可数量と占用法人が提出した共架電線の明細書の照合を行い、不一致がないことの確認を徹底することとした。</p> <p>また、調定遅延を防止するため、許可申請書の受付時に、受付簿へのデータ入力を確実にし、係長及び課長が中心となって、受付簿に基づき適時許可申請の処理状況を確認することとした。</p> <p>なお、部内全出先機関に対し、適切な事務処理を行うよう文書により通知した。</p>